



平成 21 年 11 月 13 日

各 位

会社名 三井化学株式会社
代表者 代表取締役社長 田中 稔一
(コード番号 4183 東証一部)
問合せ先 広報部長 裾分 啓士
(TEL 03-6253-2100)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 13 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本資金調達 배경と目的

昨年秋口からの世界同時不況を背景とした急激な需要の減退により、当社グループは、販売数量の減少と生産設備稼働率の大幅な低下を余儀なくされ、著しい収益低下となりました。このような状況のもと、当社グループは、徹底的なコストダウンによる収益構造改善に加えて、国内での勝ち残り・海外（特にアジア）での事業拡大を基本方針とする事業構造改革を推進してまいりました。

更に、依然として先行き不透明な事業環境を踏まえ、平成 20 年度を初年度とする 4 か年の中期経営計画の主要戦略の見直しを行い、上記の基本方針を更に強化・拡大させた「新たな成長戦略」と「事業基盤の強化」策を以下のとおり策定いたしました。

1. 新たな成長戦略

他社との提携やM&Aにより、事業拡大と新事業創出のスピードアップを図りながら、次の3つの基本戦略を推進してまいります。

- ① 競争優位事業のグローバルな拡大
- ② 持続可能な発展のための高付加価値事業の拡大
- ③ 地球環境との調和を担う新製品・新事業の創出

2. 事業基盤の強化

上記の3つの基本戦略を進めるために、次の方策により事業基盤の強化にも取り組んでまいります。

- ① 筋肉質な体質への転換（更なるコストダウンの推進）
- ② 国内設備の統廃合推進（最新鋭の大型設備への統合による競争力の強化）
- ③ マーケティング力強化（営業部門やアジア各拠点への新たなマーケット要員配置による市場開発加速）

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

本新株式の発行により、上記の新たな成長戦略実行及び事業基盤強化のための設備投資資金及び投融資資金を確保いたします。これに加えて、早期に財務体質を強化することにより、新たな成長戦略実行を更に加速させるための積極的な設備投資やM&A、地球環境との調和を担う新製品・新事業創出のための研究開発等に機動的に対応できる態勢を構築することができるものと考えております。

今後、当社グループは、本新株式の発行によって強化される財務基盤をベースにして、早期黒字定着と新たな成長軌道への早期回復、中長期的な成長・拡大実現に向け、全力で取り組んでまいります。

II. 新株式発行及び当社株式の売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式 206,000,000株
- ①下記(4)に記載の一般募集の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 200,000,000株
- ②下記(4)に記載の一般募集のうち海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 6,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成21年11月24日(火)から平成21年11月27日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- 募集株式の一部につき、欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあり、かかる海外投資家に対する販売に関して引受人に上記(1)②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成21年12月1日(火)から平成21年12月4日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役の協議に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 24,000,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から24,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役の協議に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 24,000,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成21年12月15日(火)から平成21年12月18日(金)までの間のいずれかの日（申込期日）
- (6) 払 込 期 日 平成21年12月16日(水)から平成21年12月21日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集の払込期日の10営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役の協議に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「Ⅱ. 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「Ⅱ. 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 24,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、24,000,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 21 年 11 月 13 日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 24,000,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 21 年 12 月 16 日（水）から平成 21 年 12 月 21 日（月）までの間のいずれかの日（ただし、一般募集の払込期日の 11 営業日後の日とする。）を払込期日（以下「本件第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当増資の払込期日の 5 営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	792,020,076 株
公募増資による増加株式数	206,000,000 株（注）1.
公募増資後の発行済株式総数	998,020,076 株（注）1.
第三者割当増資による増加株式数	24,000,000 株（注）2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	1,022,020,076 株（注）2.

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(注) 1. 上記「Ⅱ. 1. 公募による新株式発行（一般募集）」(1)②に記載の権利全部を引受人が行使した場合の数字です。

(注) 2. 上記「Ⅱ. 3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 64,292,000,000 円について、6,000,000,000 円を当社関連会社の上海中石化三井化工有限公司及び平成 21 年 12 月に設立予定の中国華南地区におけるポリウレタン事業新会社等への投融資資金に、残額を設備投資資金に充当する予定であります。

投融資先の資金使途については、上海中石化三井化工有限公司におけるフェノールプラントの建設資金及び上記のポリウレタン事業新会社における設備投資資金等に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成 21 年 11 月 13 日(金)現在、以下のとおりとなっております。なお、資金調達方法欄については、今回の増資資金を含めて記載しております。

事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力等
		総額	既支払額		着手	完了	
機能材料	α-オレフィンコポリマー製造設備の増強、液状ポリオレフィンオリゴマー製造設備の増強、超高分子量ポリエチレン製造設備の増強、ウレタンフォーム原料製造設備の増強、太陽電池封止シート製造設備の増強、その他設備の合理化・維持更新等	48,000	9,334	増資資金、自己資金及び借入金	平成 21年 4月	平成 23年 3月	(注) 2.
先端化学品	リチウムイオン電池用電解液製造設備の増強、その他設備の合理化・維持更新等	8,000	1,327				
基礎化学品	1-ヘキセン製造設備の新設、メタロセン直鎖状低密度ポリエチレン製造設備の増強、ポリプロピレンコンパウンド製造設備の増強、その他設備の合理化・維持更新等	41,000	8,001				
その他	各種設備の合理化・維持更新等	38,000	7,281				
計	—	135,000	25,943	—	—	—	—

(注) 1. 投資予定金額欄における既支払額は平成 21 年 9 月 30 日(水)現在であります。

2. 多種多様な製品を生産しており記載が困難であるため、省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本新株式の発行によって、早期に財務体質を強化することができ、ひいては当社グループの中長期的な業績向上に資するものと考えています。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重点課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けています。

利益の配分については、株主の皆様への利益還元及び今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案します。

配当については、連結配当性向及び連結自己資本配当率（DOE）を勘案し、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元及び安定的な配当の継続に努めていきます。具体的には、連結配当性向 25%以上、かつ、DOE 2%以上を目標とする方針としています。

内部留保については、更なる成長・拡大加速及び目指すべき事業ポートフォリオの実現加速のための積極的な投融資、革新的な新技術創出のための研究開発等に充当し、業績の向上を図っていきます。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記（1）に基づき、当該期の業績や財務体質の状況等を総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、更なる成長・拡大加速及び目指すべき事業ポートフォリオの実現加速のための積極的な投融資、革新的な新技術創出のための研究開発等に充当してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 19 年 3 月 期	平成 20 年 3 月 期	平成 21 年 3 月 期
1株当たり連結当期純利益 (△は1株当たり連結当期純損失)	66.68 円	32.22 円	△125.46 円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	10.00 円 (4.00 円)	12.00 円 (6.00 円)	9.00 円 (6.00 円)
実績連結配当性向	15.0%	37.2%	—
自己資本連結当期純利益率	10.8%	4.9%	—
連結純資産配当率	1.6%	1.8%	1.6%

(注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。

2. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	870 円	1,039 円	661 円	240 円
高 値	1,097 円	1,187 円	688 円	390 円
安 値	658 円	601 円	201 円	235 円
終 値	1,030 円	660 円	239 円	288 円
株価収益率	15.45 倍	20.48 倍	—	—

(注) 1. 平成22年3月期の株価については、平成21年11月12日(木)現在で表示しています。
 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成21年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、オーバーアロットメントによる売出し、本件第三者割当増資、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社株式の交付、吸収分割・株式交換及び合併に伴う当社株式の交付、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売り渡し並びに平成19年6月26日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株券等の大量買付行為に関する対応策」に基づく新株予約権の発行、当該発行された新株予約権の行使による当社株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社株式の交付を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。